

特定個人情報保護評価書の特定個人情報保護評価指針への適合性・妥当性の審査

評価書名
労働安全衛生法による免許に関する事務 全項目評価書

評価実施機関名
厚生労働大臣

提出日
令和7年4月25日

概要説明日
令和7年4月30日

(目次)

○ 全体的な事項	1
○ 特定個人情報ファイル(安衛法免許名簿ファイル)	4
○ 評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策	11
○ 総評	12
○ 個人情報保護委員会による審査記載事項	12

全体的な事項

※ 評価実施手続に関する事項及び特定個人情報
ファイルに共通する事項

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
(1)しきい値判断に誤りはないか。	—	—	—	—	問題は認められない	対象人数が30万人以上に該当するため、全項目評価を実施することは、指針に適合している。
(2)適切な実施主体が実施しているか。	—	—	—	—	問題は認められない	特定個人情報ファイルは、厚生労働省が労働安全衛生法による免許に関する事務において保有するものであることから、実施主体は適切である。
(3)公表しない部分は適切な範囲か。	—	—	—	—	問題は認められない	評価書の内容は全て公表することとしている。
(4)適切な時期に実施しているか。	—	—	—	—	問題は認められない	厚生労働省が労働安全衛生法による免許に関する事務を実施するために使用する、労働基準行政システムの改修は令和7年5月以降に予定されており、適切な時期に評価を実施している。
(5)適切な方法で広く国民の意見を求め、得られた意見を十分考慮した上で必要な見直しを行っているか。	—	—	—	—	問題は認められない	国民への意見募集については、e-Gov(電子政府の総合窓口)において、30日間実施したほか、意見への対応状況をe-Govで公表することとしており、事後の措置も適切である。
(6)特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定個人情報保護評価書様式で求められる全ての項目について検討し、記載しているか。	—	—	—	—	問題は認められない	労働安全衛生法による免許に関する事務について、求められる事項が具体的に記載されている。
(7)記載された特定個人情報保護評価の実施を担当する部署は、特定個人情報保護評価の対象となる事務を担当し、リスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことができるか。	—	—	—	—	問題は認められない	労働安全衛生法による免許に関する事務における番号制度への対応は、労働基準局労働安全衛生部計画課及び労災保険業務課が行っており、特定個人情報保護評価の対象となる事務の実施に当たって、リスクを軽減させるための措置の実施等については、それぞれが責任を負うことができる部署である。

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
(8) 特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか。	① 特定個人情報ファイルを取り扱う事務やその事務において使用するシステムについて、基本情報を具体的に分かりやすく記載しているか。	1. 評価対象の事務全体の概要及びその中で特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容を具体的に記載しているか。	P.3	I 1. ②	問題は認められない	労働安全衛生法による免許に関する事務において、特定個人情報ファイルを使用することが事務の流れに即し具体的に記載されている。 また、別添1の事務の内容において、資格保有者から提出される各種申請書等に記載された個人番号を国家資格等情報連携・活用システムに登録し、固有の識別子と紐付けること等、事務において取り扱う特定個人情報の流れが事務の内容に即して具体的に記載されているほか、資格保有者にとって資格取得・更新等の手続き時の添付書類を省略することが可能となり、資格管理者にとっては登録原簿の正確性を保つことが可能となるメリット等についても具体的に記載されている。
		2. 当該システムが実現する機能の名称とその概要を具体的に記載しているか。	P.4 ～ P.5	I 2. ②	問題は認められない	
		3. 当該システムと情報をやり取りするシステムを全て記載しているか。	P.4 ～ P.5	I 2. ③	問題は認められない	
		4. 特定個人情報ファイルを取り扱うことが評価対象の事務を実施する上で必要であることを、事務の流れに即して具体的に説明しているか。	P.6	I 4. ①	問題は認められない	
		5. 評価対象の事務において特定個人情報ファイルを取り扱うことにより、期待されるメリットについて幅広く具体的に記載しているか。	P.6	I 4. ②	問題は認められない	
		6. 事務に関わる者、事務において使用するシステム、事務において取り扱う情報の流れを具体的に記載しているか。	P.7 ～ P.8	I (別添1)	問題は認められない	
(9) 特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを、特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定しているか。	—	—	P.17 ～ P.34	Ⅲ、Ⅳ	問題は認められない	全項目評価書に例示されている各リスクにどのように対応しているかが具体的に記載されている。

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
(10) 特定されたり リスクを軽減するた めに講ずべき措置 についての記載は 具体的か。 (11) 記載されたり リスクを軽減させる ための措置は、個 人のプライバシー 等の権利利益の 侵害の未然防止、 国民・住民の信頼 の確保という特定 個人情報保護評 価の目的に照ら し、妥当なものか。	⑨ 特定個人情報 ファイルの取扱い について自己点 検・監査や従業者 に対する教育・啓 発を行っている か。	7. 評価書に記載した とおりに運用がなされ ていること等につい て、評価の実施を担 当する部署自らが、ど のように自己点検す るか具体的に記載し ているか。	P.34	IV 1. ①	問題は 認めら れない	自己点検については、厚生労働省情報 セキュリティポリシー及び関係規程に規定 されている事項について定期的に職員に よる自己点検を行い、その点検結果につ いて管理者が確認を行うこと、監査につ いては、厚生労働省情報セキュリティポリ シー及び関係規程の遵守状況等につい て、定期に及び必要に応じて内部監査を 実施すること等が具体的に記載されてお り、特定個人情報保護評価の目的に照ら し、妥当である。
		8. 評価書に記載した とおりに運用がなされ ていること等につい て、どのように監査す るか具体的に記載し ているか。	P.34	IV 1. ②	問題は 認めら れない	従業者に対する教育・啓発については、 厚生労働省情報セキュリティポリシー及び 関係規程並びに特定個人情報の適正な 取扱いに関するガイドラインで求められる 必要な教育・研修を行うこと等が具体的 に記載されており、特定個人情報保護評価 の目的に照らし、妥当である。
		9. 特定個人情報を取 り扱う従業者等に対 しての教育・啓発や違 反行為をした従業者 等に対する措置につ いて具体的に記載し ているか。	P.34	IV 2.	問題は 認めら れない	
		10. 国民・住民等から の意見聴取により得 られた意見を踏まえ て評価書のどの箇所 をどのように修正し たかを具体的に記載 しているか。	P.36	VI 2. ⑤	問題は 認めら れない	寄せられた意見への回答として、寄せら れた意見全てに対し、厚生労働省として の考え方を一覧形式で取りまとめ、e-Gov において公表することとしている。
(12) 個人のプライ バシー等の権利利 益の保護の宣言 は、国民・住民の 信頼の確保という 特定個人情報保 護評価の目的に照 らし、妥当なもの か。	—	—	P.1	表紙	問題は 認めら れない	厚生労働省は、労働安全衛生法による 免許に関する事務における、特定個人情 報ファイルの取扱いに当たり、その取扱い が個人のプライバシー等の権利利益に影 響を及ぼすものであることを認識し、特定 個人情報の漏えいその他の事態を発生さ せるリスクを軽減させるために適切な措 置を講ずることをもって、個人のプライバ シー等の権利利益の保護に取り組んでい ることを宣言している。

特定個人情報ファイル
(安衛法免許名簿ファイル)

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
(8)特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか。	②特定個人情報ファイルの取扱いプロセスの概要(特定個人情報の入手・使用、特定個人情報ファイルの取扱いの委託、特定個人情報の提供・移転、特定個人情報の保管・消去)について、具体的に分かりやすく記載しているか。	11. 対象となる国民・住民の特定個人情報を特定個人情報ファイルにおいて保有することが事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。	P.9	II 2. ③	問題は認められない	特定個人情報を取り扱う理由について、資格保有者が本人の資格情報を登録することにより、資格登録原簿の正確な管理を行うため及び必要な者には当該登録によりデジタル資格証の発行を行い、必要な時に提示、提供を行うために必要であること等が具体的に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。 特定個人情報の入手・使用について、紙、専用線等を利用して入手すること、個人番号は、資格保有者からの申請を受けて、資格情報の登録・変更を行う際に、本人を特定するためなどに使用すること、特定個人情報ファイルの取扱いの委託について、システムに係る運用保守を適切に実施するためには、専門的かつ高度な知識・技術を要することから委託することが必要であること等、特定個人情報ファイルの取扱いプロセスの概要(入手・使用、委託、保管・消去)について具体的に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。
		12. 主な記録項目について、保有する理由をそれぞれ具体的に記載しているか。	P.9	II 2. ④	問題は認められない	
		13. 特定個人情報の入手に係る妥当性を具体的に記載しているか。	P.10	II 3. ④	問題は認められない	
		14. 特定個人情報の入手の事実及び使用目的が本人に示されていることを具体的に記載しているか。	P.10	II 3. ⑤	問題は認められない	
		15. 特定個人情報を使用する理由を具体的に記載しているか。	P.10	II 3. ⑥	問題は認められない	
		16. 特定個人情報ファイルに記録される情報を他から入手する際の突合の内容、特定個人情報ファイルに記録された情報と他の情報との突合の方法や突合の理由を具体的に記載しているか。	P.10	II 3. ⑧	問題は認められない	
		17. 特定個人情報を用いた統計分析を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。	P.10	II 3. ⑧	該当なし	
		18. 特定個人情報を使用することにより国民の権利利益に影響を与え得る決定を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。	P.10	II 3. ⑧	該当なし	
		19. 委託先に当該特定個人情報ファイルを取り扱わせることが必要な理由を具体的に記載しているか。	P.11 ～ P.13	II 4. ②	問題は認められない	
		20. 委託先を国民・住民等が確認できるか否か、確認できる場合はどのように確認できるか、確認できない場合はそのような取扱いが評価対象の事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。	P.11 ～ P.13	II 4. ⑤	問題は認められない	
		21. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託するに当たって、どのような手続・方法によるかを具体的に記載しているか。	P.11 ～ P.13	II 4. ⑧	問題は認められない	
		22. 提供した特定個人情報が、提供先において、いかなる目的で、どのように使用されることになるかを具体的に記載しているか。	P.13	II 5	該当なし	
		23. 移転した特定個人情報が、移転先において、いかなる目的で、どのように使用されることになるかを具体的に記載しているか。	P.14	II 5	該当なし	
		24. 特定個人情報の保管場所の態様及び保管場所への立入り制限・アクセス制限について具体的に記載しているか。	P.15	II 6. ①	問題は認められない	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
(10) 特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。 (11) 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	③特定個人情報の入手について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	27. 評価対象の事務を遂行する上で必要な者以外の者の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.17	Ⅲ 2. リスク1:	問題は認められない	目的外の入手が行われるリスク対策として、オンライン申請からの入手では、あらかじめマイナポータルにおいて、マイナンバーカード及びパスワード入力による本人確認を完了した後に行うこと、窓口等における紙での申請からの入手では、入手時に本人確認措置を実施すること等が具体的に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク対策として、オンライン申請からの入手では、マイナポータル経由でシステムへ登録情報等を登録するが、当該通信は、TLS/SSLによる暗号化された通信経路を使用すること、窓口等における紙での申請からの入手では、本人から直接書面を受け取することを原則とし、紙媒体の資料は、事務処理が完了したら簿冊につづり、速やかに保管場所で施錠管理等を行い、鍵は内部職員のみが知る場所で保管すること、出先機関からの申請書類等、情報の郵送については、原則として、簡易書留等の追跡可能な郵送手段により漏えい・紛失を防止すること、労働基準行政システムと国家資格等情報連携・活用システムとの接続については、専用線及び通信の暗号化等の高度なセキュリティを維持することで機密性を確保していること等が具体的に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。
		28. 事務を遂行する上で必要な情報以外の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.17	Ⅲ 2. リスク1:	問題は認められない	
		29. 特定個人情報の入手に際して、適切な方法で入手するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.17	Ⅲ 2. リスク2:	問題は認められない	
		30. 特定個人情報を入手する際に、その特定個人情報が本人の情報であることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.18	Ⅲ 2. リスク3:	問題は認められない	
		31. 入手した個人番号が本人の個人番号で間違いないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.18	Ⅲ 2. リスク3:	問題は認められない	
		32. 特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.18	Ⅲ 2. リスク3:	問題は認められない	
		33. 特定個人情報を入手する際に、情報の安全確保の観点から講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.18	Ⅲ 2. リスク4:	問題は認められない	
		34. 特定個人情報の入手において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.18	Ⅲ 2. その他のリスク	該当なし	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
	④特定個人情報の使用について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	35. 宛名システム等において、特定個人情報が、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要な情報と併せて取り扱われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.19	Ⅲ 3. リスク1:	問題は認められない	目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク対策として、申請者が登録情報を確認する際は、マイナポータルから確認を行うこととなるが、どの利用者が申請を行ったかを識別するための固有の識別子を用いて、情報を紐付けて確認すること、マイナポータルにおいては、個人番号と仮名を紐付けず、個人番号へはアクセスできない仕組みとしていること、権限のある者が必要な情報のみ連携ができるようアクセス制御を行い、当該職員が所掌する資格以外の資格情報を閲覧できない仕組み等が具体的に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク対策として、原則、IDとパスワードを用いた認証方法とすること、従事者ごとにそれぞれの役割に応じた別々の従事者用ユーザーアカウントを割り当てること、アクセスログ、操作ログの記録を行うとともに、定期的にログの分析を実施すること等が具体的に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク対策として、労働基準行政システムと国家資格等情報連携・活用システム間のデータ連携については、データ及び通信の暗号化を実施し、高度なセキュリティが維持されたGSSネットワークや総合行政ネットワーク等の専用回線において実施すること、また、労働基準行政システムには、個人番号を含むCSVやPDFファイル等をダウンロードする機能を設けないことにより特定個人情報の不正な持ち出しを防止すること等が具体的に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。
		36. 事務で使用するその他のシステムにおいて、特定個人情報が、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要な情報と併せて取り扱われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.19	Ⅲ 3. リスク1:	問題は認められない	
		37. 特定個人情報にアクセスする際の認証を行う場合は、特定個人情報にアクセスするユーザの認証方法、なりすましが行われないために講じている対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.20 ～ P.21	Ⅲ 3. リスク2:	問題は認められない	
		38. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が正当なユーザであることを確認するための情報の発効・失効の管理について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.20 ～ P.21	Ⅲ 3. リスク2:	問題は認められない	
		39. アクセス権限の発効・失効の管理を行う者による当該管理の適正性についてチェックをしている内容を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.20 ～ P.21	Ⅲ 3. リスク2:	問題は認められない	
		40. 特定個人情報の入手から消去までの各過程において、特定個人情報ファイルの取扱い記録やアクセスの失敗の記録等を残していることを具体的に記載しているか。記録を残していない場合は、残していなくても権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.20 ～ P.21	Ⅲ 3. リスク2:	問題は認められない	
		41. 従業者が特定個人情報ファイルを事務外で使用しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.22	Ⅲ 3. リスク3:	問題は認められない	
		42. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が特定個人情報ファイルを不正に複製しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.22	Ⅲ 3. リスク4:	問題は認められない	
		43. 特定個人情報の使用において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.22	Ⅲ 3. その他のリスク	該当なし	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
	⑤特定個人情報の委託について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	44. 委託先を決定する際に特定個人情報ファイルを適切に取り扱う委託先であることを確認する手続等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.23	Ⅲ 4. 情報管理体制	問題は認められない	システムの運用等業務及び労働基準行政システムの運用等業務を委託することとしているが、委託先事業者の選定を行う際は、プライバシーマークやISMS (ISO/IEC27001)等の認証取得業者であること等、特定個人情報の保護を適切に行えることを確認すること等が具体的に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。 委託先事業者は特定個人情報について、取扱責任者及び事務取扱担当者を定め、定められた者のみ特定個人情報ファイルにアクセスができるよう制限を行うこと、管理及び実施体制を書面により報告し確認を受けること、特定個人情報ファイルの取扱いを含む管理の状況について書面により報告をしなければならないこと、情報システム責任者等は必要に応じて調査を行い、調査の結果、不適切と認められる場合、是正を指示すること、情報システム責任者等は委託先事業者から提出される消去等に係る報告書の内容を確認するとともに、報告書に基づき委託先事業者に聴取を行い、必要に応じて立入検査を実施することで、消去が適切に行われていることを確認すること、原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、情報システム責任者等は、委託先事業者から再委託先事業者の作業状況について報告を受け、ルールが遵守されているか否かを確認すること、必要に応じて再委託先事業者への立入検査の実施を依頼すること等が具体的に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。
		45. 委託先において特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者を必要最小限に制限していることを具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.23	Ⅲ 4. 閲覧者の制限	問題は認められない	
		46. 委託先における特定個人情報ファイルの取扱いについて記録を残している場合は、その方法や保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.24	Ⅲ 4. 記録	問題は認められない	
		47. 委託に伴う特定個人情報の提供に関するルールを定めている場合、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託先から他者への提供を認めていない場合、提供されていないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.24	Ⅲ 4. 提供ルール	問題は認められない	
		48. 委託先における特定個人情報の消去のルールを定めている場合は、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託契約終了後に消去されていることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.25	Ⅲ 4. 消去ルール	問題は認められない	
		49. 委託先と締結する委託契約における特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.26	Ⅲ 4. 委託契約書中の規定	問題は認められない	
		50. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託している場合、再委託先での適正な取扱いの確保のために行っている措置について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.26 ～ P.27	Ⅲ 4. 再委託	問題は認められない	
		51. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.27	Ⅲ 4. その他のリスク	該当なし	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
	⑥特定個人情報の提供・移転について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	52. 特定個人情報の提供又は移転の記録を残している場合は、その記録の内容や記録方法、保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は特定個人情報が不正に提供又は移転されることを防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.28	Ⅲ 5. リスク1:	該当なし	—
		53. 特定個人情報の提供・移転に関するルールを定めている場合は、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.28	Ⅲ 5. リスク1:	該当なし	
		54. 特定個人情報を提供・移転する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するための措置や提供先・移転先における特定個人情報の使途が法令に基づく適切なものであることを確認するための措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.28	Ⅲ 5. リスク2:	該当なし	
		55. 誤った特定個人情報を提供・移転することや誤った相手に提供・移転することを防止する措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.28	Ⅲ 5. リスク3:	該当なし	
		56. 特定個人情報の提供・移転において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.28	Ⅲ 5. その他の リスク	該当なし	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
	⑦情報提供ネットワークシステムとの接続について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	57. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入力する際に、目的外の入手が行われないために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.29	Ⅲ 6. リスク1:	該当なし	—
		58. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入力する際に、特定個人情報の安全が保たれない不適切な方法で特定個人情報を入力しないために講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.29	Ⅲ 6. リスク2:	該当なし	
		59. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入力した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.29	Ⅲ 6. リスク3:	該当なし	
		60. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入力する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.29	Ⅲ 6. リスク4:	該当なし	
		61. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の不正な提供が行われるリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.29	Ⅲ 6. リスク5:	該当なし	
		62. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の提供方法が不適切とならないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.29	Ⅲ 6. リスク6:	該当なし	
		63. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、誤った特定個人情報を提供することや、誤った相手に提供することを防止するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.29	Ⅲ 6. リスク7:	該当なし	
		64. 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うリスクについて、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.29	Ⅲ 6. その他の リスク	該当なし	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
	⑧特定個人情報の 保管・消去につ いて、特定され たリスクを軽減す るために講ずべき 措置を具体的に 記載しているか。 記載された対策 は、特定個人情 報保護評価の目 的に照らし妥当な ものか。	65. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐた めに行っている物理的な対策について具体的に 記載しているか。記載された対策は、特定個人情 報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.30	Ⅲ 7. リスク1: ⑤	問題は 認めら れない	物理的対策として、国家資格等情報連 携・活用システムのパブリッククラウド環 境については、委託先事業者がパブリック クラウド事業者を選定する際の調達要件 として、政府情報システムのためのセキュ リティ評価制度(ISMAP)において登録さ れたサービスか、ISO/IEC27017:2015又 はCSマーク・ゴールドの認証を取得してい る者で、かつ、「政府情報システムにおけ るクラウドサービスの利用に係る基本方 針」等による各種条件を満たしている者 が、物理的対策を含めたセキュリティ管理 策を適切に実施していることを確認でき ること、オンプレミス環境については、委託 先事業者がオンプレミス環境を構築する 際の調達要件として、情報セキュリティマ ネジメントシステム(ISMS)の認証と同等 以上の認証を取得しており、物理的対策 を含めたセキュリティ管理策が適切に実 施されていることが確認できること、労働 基準行政システムに係る部分として厚生 労働省情報セキュリティポリシーにより、 許可されたもの以外のUSBメモリの使用 を禁止し、システムの情報が保存されてい るUSBメモリ等の庁舎外への持ち出しを 禁止していること、許可を受けたUSBメモ リ以外は使用できないよう、システムで制 御されていること等が具体的に記載され ており、特定個人情報保護評価の目的に 照らし、妥当である。
		66. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐた めに行っている技術的な対策について具体的に 記載しているか。記載された対策は、特定個人情 報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.31	Ⅲ 7. リスク1: ⑥	問題は 認めら れない	技術的対策として、クラウドマネージド サービス等を活用し、アクセス制御、侵入 検知及び侵入防止を行うとともに、ログの 解析を行うこと、パブリッククラウド環境と オンプレミス環境の通信には、当該環境 間のVPN接続等による通信内容の秘匿や 漏えい防止が可能なパブリッククラウド サービスを使用すること、運用保守拠点と パブリッククラウド環境及びオンプレミス環 境との通信には、当該環境間のVPN接続 等による通信内容の秘匿や漏えい防止が 可能なネットワーク回線を使用すること、 労働基準行政システムに係る部分として 申請書等の受付、審査を行う労働局等の 拠点と、労働基準行政システムは通信の 暗号化等の高度なセキュリティを維持した 専用ネットワーク(厚生労働省統合ネット ワーク)を利用し、安全性を確保すること 等が具体的に記載されており、特定個人 情報保護評価の目的に照らし、妥当である。
		67. 過去3年以内に発生した全ての重大事故の 内容、原因、影響、重大事故発生時への対応等 について具体的に記載しているか。記載された対策 は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥 当なものか。	P.31	Ⅲ 7. リスク1: ⑨	問題は 認めら れない	特定個人情報が消去されずいつまでも 存在するリスク対策として、マイナポータル 内に情報等は保管されないこと、パブ リッククラウド環境では、データの復元が なされないよう、パブリッククラウド事業者 においてISO/IEC27001に準拠した廃棄ブ ロセスを確保すること、紙媒体は保管期間 ごとに分けて保管し、保管期間が過ぎて いるものについては、細断又は外部業者 による溶解処理等により廃棄を行い、廃 棄の際は廃棄履歴を作成し保存するこ と、職員は、廃棄が確実に実施されたか 否かについて、外部業者の提出する廃棄 証明書等により確認を行うこと等が具体 的に記載されており、特定個人情報保護 評価の目的に照らし、妥当である。
		68. 重大事故を受けて策定・実施した再発防止策 の内容について具体的に記載しているか。記載さ れた対策は、特定個人情報保護評価の目的に照 らし、妥当なものか。	P.31	Ⅲ 7. リスク1: ⑨	問題は 認めら れない	
		69. 死者の個人番号を保管している場合は保管 方法を具体的に記載しているか。記載された対策 は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥 当なものか。	P.32	Ⅲ 7. リスク1: ⑩	問題は 認めら れない	
		70. 特定個人情報を最新の状態で保管するた めに行っている措置を具体的に記載しているか。記 載された対策は、特定個人情報保護評価の目的 に照らし、妥当なものか。	P.32	Ⅲ 7. リスク2: ⑩	問題は 認めら れない	
		71. 保管期間を経過した特定個人情報を適切な 時に安全かつ確実に消去できる手続・体制・手法 になっているか等について具体的に記載している か。記載された対策は、特定個人情報保護評価 の目的に照らし、妥当なものか。	P.33	Ⅲ 7. リスク3: ⑩	問題は 認めら れない	
		72. 特定個人情報の保管・消去において、その他 のリスク及びそれらのリスクへの対策について 記載はあるか。	P.33	Ⅲ 7. その他の リスク	問題は 認めら れない	

評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
(10) 特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。 (11) 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	⑩その他、評価実施機関に特有な問題や懸念に対し、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	73. 資格管理事務に当たって、既存の労働基準行政システムにおいて、国家資格管理システムを介して申請情報及び資格情報を入手し、使用するが、その際の取扱いに係るリスク対策について具体的に記載されているか。記載された対策は特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.22	Ⅲ 3. リスク4:	問題はない	従業員による不正や人為的ミスによる漏えい等が発生するリスクへの対策として ・共用アカウントを採用せず利用者をユニークにするアカウント管理を実施し、各作業に必要な最低限の権限を付与するとともに、適切にアカウント管理が実施されていることを第三者が定期的に確認する運用体制としていること ・運用作業は原則二人で行う相互牽制体制としていること ・運用業者、保守業者に対しては、厚生労働省セキュリティポリシーに則り、許可された者以外のUSBメモリの使用を禁止しており、許可を受けたUSBメモリ以外は使用できないよう、システムで制御されていること ・アクセスログを取得することで、不適切な端末操作を抑止すること、労働基準行政システムには、個人番号を含むCSVやPDFファイル等をダウンロードする機能(外部媒体へのダウンロードを含む。)を設けないこと ・許可を受けたUSBを持ち出す際にあっては、責任者に都度申請をして利用することとし、使用の記録等を管理簿(使用簿)に記載することとする。また、使用後は速やかに施錠可能な場所に保管するほか、許可を受けたUSBメモリを廃棄する際は物理的に破壊して破棄するなど、不適切な使用を防止すること 等が具体的に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。
		74. 資格管理事務に当たって、特定個人情報ファイルの取扱いの委託として免許センターからの審査依頼業務に関するリスク対策について具体的に記載されているか。記載された対策は特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.23 P.24	Ⅲ 4. 情報管理体制等	問題はない	委託先により、第三者に漏えいされることを防止するための措置として ・免許申請書の記載事項確認業務の委託先事業者については、選定を行う際は、プライバシーマーク(JIS Q 27001認証)等を取得している業者であること等特定個人情報の保護を適切に行えることを確認すること ・委託先事業者においては定められた者のみ特定個人情報ファイルを取り扱うことができるよう制限を行うこと ・委託先の特定個人情報ファイルへのアクセス記録を取得・分析し、記録を保存していること ・委託業務の内容が適切に実施されているか定期的に確認を行うこと ・委託先との情報の授受記録の管理については、媒体・利用期限、返却方法を記載した台帳を作成し、提供情報は委託業務完了時に全て返却又は廃棄すること 等が具体的に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。

【総評】

- (1) 労働安全衛生法による免許に関する事務においては、特定個人情報ファイルを取り扱うことについて、一連の事務の内容や流れが具体的に記載されており、特段の問題は認められないものと考えられる。
- (2) 事務で取り扱われる特定個人情報ファイルの取扱いについてのリスク及びリスク対策が具体的に記載されており、特段の問題は認められないものと考えられる。
- (3) 資格情報を含む特定個人情報を入手し、国家資格等情報連携・活用システムを用いて管理する際のリスク対策等、本評価対象事務において懸念されるリスク及びリスク対策についても、具体的に記載されており、特段の問題は認められないものと考えられる。

【個人情報保護委員会による審査記載事項】

(VI 評価実施手続 4. 個人情報保護委員会の承認)

- (1) 労働安全衛生法による免許に関する事務の内容、特定個人情報ファイルの内容、特定個人情報の流れ並びにリスク及びリスク対策が具体的に記載されており、特段の問題は認められないと考えられるが、特定個人情報保護評価書に記載されているとおり確実に実行する必要がある。
- (2) 特定個人情報のインターネットへの流出を防止する対策については、個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している等の措置が記載されているが、特定個人情報保護評価書に記載されているとおり確実に実行する必要がある。
- (3) 組織的及び人的安全管理措置については、適切な組織体制の整備、職員への必要な教育・研修、実効性のある自己点検・監査等を実施し、実務に即して適切に運用・見直しを行うことが重要である。今後リスクを相当程度変動させ得る事実関係の変更が生じ、当該変更に応じたリスク対策を講ずる際などには、必要な特定個人情報保護評価を適切に実施する体制を、有効に機能させることが重要である。
- (4) 委託先事業者との個人番号が記載された免許申請書の授受及び、特定個人情報ファイルの適正な取扱いの確保等の情報漏えい等に対するリスク対策全般について、特定個人情報保護評価書に記載されているとおり確実に実行する必要がある。
- (5) 上記について、不断の見直し・検討を行うことに加え、事務の開始やシステム変更に伴い、事務フローの変更や新たなリスク対策が生ずることとなった場合は、必要に応じて評価の再実施を行うことが重要である。